

昭和三十五年十二月十六日受領  
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質三七第一号

昭和三十五年十二月十六日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

衆議院議長 清 瀬 一 郎 殿

衆議院議員井堀繁雄君提出豊州炭鉱災害事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井堀繁雄君提出豊州炭鉱災害事故に関する質問に対する答弁書

豊州炭鉱出水災害に対するり災者の救出作業および死体収容作業については、災害発生直後福岡鉱山保安監督部から部長ほか係官が現地に赴き応急措置に当たったが、災害発生の翌日鉱山保安局長ほか係官一名を現地に派遣し、河底陥没孔周辺の古洞調査およびその再陥没防止対策ならびに坑内出水箇所の防水ダム構築、人車坑道に対する貫通掘進等を含む救出作業計画の立案指導の任に当らせた。

鉱業権者は、当該計画に基づいて作業を続行している。

なお、この作業の進捗状況については、常時報告を求めるほか、福岡鉱山保安監督部が随時現場調査を行なつて作業の監督を行なっている。

現在の取明け状況は、本卸、旧卸、人車卸の三坑道を各箇所四交替で取明け中であり、十二月十二日現在で坑口より約四九〇米の位置まで進んでいる。

なお、豊州炭鉱の被災者の遺族に対する労災保険の遺族補償費および葬祭料は一人平均六三万円、総額約四、〇〇〇万円の見込みであり、これが支給については必要な準備を整えており万全を期している。

なお現在会社側においては見舞金として一律に二万円、その後月約一万円の生活補給金を支給し、とりあえずの措置をとっている。

右答弁する。